

工事現場における現場代理人の常駐義務の緩和について

平成23年11月14日付けの国土交通省からの運用に基づき工事現場における現場代理人の常駐義務の緩和措置を下記のとおり変更する。

記

- 1 契約金額が2,500万円未満の工事において、以下の条件を満たす場合、工事現場において現場代理人が兼務できる工事数は2件までとする。
ただし、契約金額の合計が3,000万円未満までは件数に係わらず兼務を認める。
なお、変更に伴い災害復旧工事に限り1件につき0.5件と換算した運用は廃止する。
 - (1) 工事の規模・内容について、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難なものでないこと。
 - (2) 発注者又は監督員と常に携帯電話で連絡をとれること。
 - (3) 兼任する工事が市内であること。
 - (4) 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。
- 2 現場代理人は、2,500万円以上の他の工事における主任技術者との兼務は出来ない。

※ また、契約終了後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮工事等が開始されるまでの期間や、工事の全部の施工を一時中止している期間等、工事現場の作業状況等に応じて、発注者との連絡体制を確保した上で、常駐義務を緩和することも出来る。

附則

この通知は、平成24年1月6日から適用する。

附則

この通知は、平成25年1月21日から適用する。

附則

この通知は、平成28年4月1日から適用する。